

3 議案第56号関係

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(1) おいらせ町職員定数条例 新旧対照表 (抜粋) (第1条関係)

改正案	現行
<p>(職員)</p> <p>第1条 略</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 法第17条第1項の規定により期限付きで任用された職員及び法第22条の3第4項又は地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第6条第1項の規定により臨時的に任用された職員</p> <p>(6)、(7) 略</p>	<p>(職員)</p> <p>第1条 略</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 法第17条第1項の規定により期限付きで任用された職員及び法第22条第5項又は地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第6条第1項の規定により臨時的に任用された職員</p> <p>(6)、(7) 略</p>

(2) おいらせ町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例 新旧対照表 (抜粋) (第2条関係)

改正案	現行
<p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第5条の規定により任期を定めて採用された職員及び法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。)を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(11) 略</p>	<p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第5条の規定により任期を定めて採用された職員を除く。)を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(11) 略</p>

(3) おいらせ町職員の分限に関する条例 新旧対照表 (抜粋) (第3条関係)

改正案	現行
<p>(休職の効果)</p> <p>第5条 略</p> <p>2～5 略</p>	<p>(休職の効果)</p> <p>第5条 略</p> <p>2～5 略</p>

改正案	現行
<p>6 <u>法第22条第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項から第4項までの規定の適用については、第1項中「3年を超えない範囲内」とあるのは「法第22条の2第1項及び第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」と、「定める。ただし、公務上の負傷又は疾病による休職の期間は、その療養に必要な期間とする。」とあるのは「定める。」とし、第2項中「前項本文」とあるのは「前項」と、「3年に満たない場合」とあるのは「法第22条の2第1項及び第2項の規定に基づき任命権者が定める任期に満たない場合」と、「3年を超えない範囲内」とあるのは「法第22条の2第1項及び第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とし、第3項中「当該刑事事件が裁判所に係属する間」とあるのは「当該刑事事件が裁判所に係属する間で、法第22条の2第1項及び第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とし、第4項中「3年を超えない範囲内」とあるのは「法第22条の2第1項及び第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。</u></p>	

(4) おいらせ町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例 新旧対照表 (抜粋)
(第4条関係)

改正案	現行
<p>(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第29条第4項の規定に基づき、職員の懲戒の手續及び効果に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(減給の効果) 第3条 減給は、1日以上6月以下の期間、給料<u>(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬)</u>の月額の10分の1以内の額を減ずるものとする。</p>	<p>(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第29条第4項の規定に基づき、職員の懲戒の手續及び効果に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(減給の効果) 第3条 減給は、1日以上6月以下の期間、給料の月額の10分の1以内の額を減ずるものとする。</p>

(5) おいらせ町職員の勤務時間、休暇等に関する条例 新旧対照表 (抜粋) (第5条関係)

改正案	現行
<p>(臨時職員等の勤務時間、休暇等)</p> <p>第19条 <u>非常勤の職員(再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員及び地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。)</u>の勤務時間については、規則で定める基準に従い、任命権者が定める。</p> <p><u>2 臨時の職員及び非常勤の職員(再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。)</u>の休暇については、<u>その職務の性質等を考慮し、任命権者が定める。</u></p>	<p>(臨時職員等の勤務時間、休暇等)</p> <p>第19条 <u>臨時的に任用される職員及び非常勤職員(再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。)</u>の勤務時間、<u>休暇等</u>については、<u>第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して</u>、規則で定める基準に従い、任命権者が定める。</p>

(6) おいらせ町職員の育児休業等に関する条例 新旧対照表 (抜粋) (第6条関係)

改正案	現行
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) <u>地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「地方公務員法」という。)</u>第26条の6第7項又は育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員</p> <p>(2)、(3) 略</p> <p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 給与条例第29条に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員(<u>地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)</u>のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) <u>育児休業法第6条第1項</u>の規定により任期を定めて採用された職員</p> <p>(2)、(3) 略</p> <p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 給与条例第29条に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)</p>

改正案	現行
<p>第8条 育児休業をした職員（<u>地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。</u>）が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日以後において規則の定めるところによりその者の号給を調整することができる。</p> <p>（部分休業をすることができない職員）</p> <p>第19条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）を除く。）</p> <p>ア、イ 略</p>	<p>第8条 育児休業をした職員が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日以後において規則の定めるところによりその者の号給を調整することができる。</p> <p>（部分休業をすることができない職員）</p> <p>第19条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（<u>昭和25年法律第261号</u>）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）を除く。）</p> <p>ア、イ 略</p>

(7) おいらせ町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償額に関する条例 新旧対照表 (抜粋) (第7条関係)

改正案		現行	
別表第2(第1条、第2条関係)		別表第2(第1条、第2条関係)	
区分	報酬額	区分	報酬額
選挙長	日額10,600円	選挙長	日額10,600円
投票管理者	日額12,600円	投票管理者	日額12,600円
期日前投票所の投票管理者	日額11,100円	期日前投票所の投票管理者	日額11,100円
開票管理者	日額10,600円	開票管理者	日額10,600円
投票立会人	日額10,700円	投票立会人	日額10,700円
期日前投票所の投票立会人	日額9,500円	期日前投票所の投票立会人	日額9,500円
開票立会人	日額8,800円	開票立会人	日額8,800円
選挙立会人	日額8,800円	選挙立会人	日額8,800円
		明るい選挙推進協議会委員	日額5,300円
		明るい選挙推進員	日額5,300円
消防団長	年額51,000円	消防団長	年額51,000円
消防団副団長	年額36,000円	消防団副団長	年額36,000円
消防団分団長	年額22,500円	消防団分団長	年額22,500円
消防団本団付分団長	年額22,500円	消防団本団付分団長	年額22,500円
消防団団付部長	年額20,500円	消防団団付部長	年額20,500円
消防団副分団長	年額20,500円	消防団副分団長	年額20,500円
消防団部長	年額18,500円	消防団部長	年額18,500円
消防団班長	年額14,500円	消防団班長	年額14,500円
消防団員	年額13,500円	消防団員	年額13,500円
		行政推進委員	世帯割1,000円
		国際交流員	月額200,000円
		廃棄物減量等推進員	年額10,000円
		環境美化指導員	日額3,100円
		清流指導隊員	年額20,000円
		国民健康保険おいらせ病院嘱託員	予算の範囲内において院長が町長と協議して定める額
		介護福祉士	日額8,500円
農地利用最適化推進委員	月額9,700円に、農地利用の最適化に向けた活動に勤務した日1日につき6,000円以内で町長が定める額を加算した額及び農地利用の最適化に向けた活動に勤務した日数に応じ予算の範囲内において町長が定める額を加算した額	農地利用最適化推進委員	月額9,700円に、農地利用の最適化に向けた活動に勤務した日1日につき6,000円以内で町長が定める額を加算した額及び農地利用の最適化に向けた活動に勤務した日数に応じ予算の範囲内において町長が定める額を加算した額
		農地移動適正化あっせん委員	日額5,300円

改正案		現行	
		町営住宅管理人	年額 38,800 円
学校医及び学校歯科医	1校につき年額 60,000 円 児童生徒数割加算額 ～100人 20,000 円 101～200人 30,000 円 201～300人 40,000 円 301～400人 50,000 円 401～500人 60,000 円 501～ 70,000 円	学校医及び学校歯科医	1校につき年額 60,000 円 児童生徒数割加算額 ～100人 20,000 円 101～200人 30,000 円 201～300人 40,000 円 301～400人 50,000 円 401～500人 60,000 円 501～ 70,000 円
学校薬剤師	1校につき年額 50,000 円	学校薬剤師	1校につき年額 50,000 円
		臨床心理士	日額 13,570 円
		言語発達相談員	日額 13,570 円
		教育委員会事務点検評価アドバイザー	日額 5,300 円
社会教育委員	日額 5,300 円	社会教育委員	日額 5,300 円
スポーツ推進委員	日額 5,300 円	埋蔵文化財発掘調査員	月額 177,800 円
		スポーツ推進委員	日額 5,300 円
		教育相談員	月額 110,000 円
		防災危機管理専門員	月額 208,300 円
		地域おこし協力隊	月額 166,000 円
附属機関の委員	医師、弁護士、大学教授等その他これらに準ずる者 日額 20,000 円以内	附属機関の委員	医師、弁護士、大学教授等その他これらに準ずる者 日額 20,000 円以内
	上記以外の委員 日額 5,300 円		上記以外の委員 日額 5,300 円

(8) おいらせ町一般職の職員の給与に関する条例 新旧対照表 (抜粋) (第8条関係)

改正案	現行
(給料表)	(給料表)
第4条 略	第4条 略
(1)～(5) 略	(1)～(5) 略
2 前項の給料表 (以下「給料表」という。) は、 <u>第31条、第31条の2及び第31条の3</u> に規定する職員以外のすべての職員に適用するものとする。	2 前項の給料表 (以下「給料表」という。) は、 <u>第31条</u> に規定する職員以外のすべての職員に適用するものとする。
3 略	3 略
<u>(臨時の職員の給与)</u>	<u>(臨時及び非常勤の職員の給与)</u>
<u>第31条 臨時の職員の受ける給与の種類は、他の常勤の職員の例による。</u>	<u>第31条 臨時の職員及び非常勤の職員 (再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。) の給与については、他の一般職の職員との権衡を考慮し、予算の範囲内で任命権者が定</u>

改正案	現行
<p><u>2 前項の給与の額、支給方法等については、他の常勤職員との権衡を考慮し、予算の範囲内で任命権者が定める。</u></p> <p><u>(法第22条の2第1項第2号に掲げる職員の給与)</u></p> <p><u>第31条の2 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員の受ける給与は、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当とする。</u></p> <p><u>2 前項の給与の額、支給方法等については、常勤の職員との権衡、その職務の特殊性等を考慮し、予算の範囲内で任命権者が定める。</u></p> <p><u>(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員の給与)</u></p> <p><u>第31条の3 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員の受ける給与は、報酬及び期末手当とする。</u></p> <p><u>2 前項の給与の額、支給方法等については、常勤の職員との権衡、その職務の特殊性等を考慮し、予算の範囲内で任命権者が定める。</u></p> <p>(退職者の給与)</p> <p>第32条 略</p> <p>2～8 略</p> <p><u>9 前項までの規定にかかわらず、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員が退職にされたときの給与については、任命権者が別に定める。</u></p> <p>別表第1 (第4条関係) 行政職給料表 表 略</p> <p>備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、<u>第31条、第31条の2及び第31条の3</u>に規定する職員を除く。</p>	<p><u>める。</u></p> <p>(退職者の給与)</p> <p>第32条 略</p> <p>2～8 略</p> <p>別表第1 (第4条関係) 行政職給料表 表 略</p> <p>備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、<u>第31条</u>に規定する職員を除く。</p>

(9) おいらせ町技能職員の給与の種類及び基準に関する条例 新旧対照表 (抜粋)
(第9条関係)

改正案	現行
<p><u>(臨時の技能職員の給与の種類及び基準)</u></p> <p><u>第4条 臨時の技能職員の給与の種類は、他の常勤の技能職員との権衡を考慮し、予算の範囲内で町長が定める。</u></p> <p><u>(地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員の給与)</u></p> <p><u>第5条 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員として任用される技能職員の受ける給与の種類は、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当とする。</u></p> <p><u>2 前項の給与の額、支給方法等については、常勤の技能職員との権衡、その職務の特殊性を考慮し、予算の範囲内で町長が定める。</u></p> <p><u>(地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員の給与)</u></p> <p><u>第6条 地方公務員法第22条の2第1項1号に掲げる職員として任用される技能職員の受ける給与の種類は、報酬及び期末手当とする。</u></p> <p><u>2 前項の給与の額、支給方法等については、常勤の職員との権衡、その職務の特殊性等を考慮し、予算の範囲内で町長が定める。</u></p>	<p><u>(臨時又は非常勤の技能職員の給与の種類及び基準)</u></p> <p><u>第4条 臨時又は非常勤の技能職員の給与の種類及び基準については、他の技能職員との権衡を考慮し、予算の範囲内で町長が定める。</u></p>

(10) おいらせ町職員に関する旅費支給条例 新旧対照表 (抜粋) (第10条関係)

改正案	現行
<p><u>おいらせ町職員に関する旅費及び費用弁償支給条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、公務のため旅行する職員に対し支給する旅費及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(旅費の支給)</p>	<p><u>おいらせ町職員に関する旅費支給条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、公務のため旅行する職員に対し支給する旅費に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(旅費の支給)</p>

改正案	現行
<p>第3条 職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し旅費を支給する。</p> <p>2 略</p> <p>3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地方公務員法」という。）第16条第2号から第5号まで若しくは第29条第1項各号に掲げる事由により退職等となった場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は支給しない。</u></p> <p>4～7 略</p> <p>第3章 外国旅行 第30条～第38条 略</p> <p><u>第4章 費用弁償</u> <u>（地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員の費用弁償）</u></p> <p><u>第38条の2 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員に支給する費用弁償の額、支給方法等については、常勤の職員との権衡を考慮して任命権者が定める。</u></p>	<p>第3条 職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し旅費を支給する。</p> <p>2 略</p> <p>3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条第2号から第5号まで若しくは第29条第1項各号に掲げる事由により退職等となった場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は支給しない。</p> <p>4～7 略</p> <p>第3章 外国旅行 第30条～第38条 略</p>